

近畿農政局大阪農政事務所本所、地域第一課、地域第二課、大阪統計・情報センター及び高石統計・情報センター交渉(全農林労働組合近畿地方本部大阪分会)

議 事 要 旨

1. 開催日時 : 平成23年1月12日(水) 18:30~19:10 (40分)

2. 場 所 : 近畿農政局大阪農政事務所第一会議室

3. 出席者 :

近畿農政局大阪農政事務所	松浦 克浩	所長
同	高橋 廣實	次長
同	小南 正洋	総務課長
同	田中 修次	地域第一課長
同	中尾 泰司	地域第二課長
同	山崎真理子	大阪統計・情報センター長
同	今北 幸一	高石統計・情報センター長
同	高岡 邦明	総務課課長補佐
同	橋本 敏治	総務課職員係長
全農林労働組合近畿地方本部大阪分会	湯川 喜朗	委員長
同	西井 武司	副委員長
同	金山 文一	書記長
同	浅井 俊明	財政局長
同	野田 昌則	執行委員
同	濱崎 浩二	執行委員
同	吉田 毅	執行委員
同	瓦谷 厚志	執行委員
同	中島 章吉	執行委員
同	吉川 芳政	執行委員
同	常石 誠司	執行委員
同	村上 寿子	女性代表

4. 議 題 : 全農林労働組合近畿地方本部大阪分会提出 別添「要求書」

5. 議事概要

○金山書記長：

本日は時間をとって頂きありがとうございました。

職場の代表も出席していますので、皆さんの意見を聴いて頂きたいと思います。

それでは、まず始めに要求書を読み上げさせていただきます。(要求書読み上げ)以上です。要求書として申し入れます。

○小南総務課長：

それでは、本日の交渉に先立ちまして、国家公務員法第108条5の規定に基づく、予備交渉で取り決めた事項についてご報告いたします。

全農林労働組合近畿地方本部大阪分会から提出されました要求事項のうち、交渉対象事項については、1の「業務運営・超過勤務等に関する事項」についての(5)になります。

それ以外の要求事項については、大阪農政事務所の権限外事項であることや、管理運営事項に該当するため要望事項として承るとの整理をいたしました。

それを前提に交渉を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○松浦所長：

今、提出頂きました要求書については、既に予備交渉において整理されていますので、交渉対象事項以外の事項については、要望事項として承ることとさせていただきます。交渉対象事項となった要求書の1の「業務運営・超過勤務等に関する事項」のうち(5)の超過勤務について回答させて頂きたいと思います。

超過勤務の縮減については、平成18年に「管理者は、職員に対し超過勤務を命ずる場合、勤務時間内に命令を行うよう常に心がけ、勤務時間外になってからの業務指示は行わないように努めるものとする。」といった申し合わせを行っているところでございます。定時退庁日に限らず、課長、センター長が勤務時間終了前に適切な判断を行い、必要な場合には的確な命令を発するよう引き続き指導を徹底してまいりたいと考えております。

また、超過勤務につきましては、特定の職員の方に集中することのないよう計画的な業務運営に努めてまいりたいと考えております。

ただ、ご案内のように突発的、緊急を要する案件については、他の方に業務をして頂くことができないものもあり、担当する職員の方々の健康に配慮しながら対応していきたいと考えております。

今後もしろんな事案で超過勤務というものが出てくると考えられますので、そういった中でも業務運営で改善できるものは改善につなげていきたいと考えております。

す。

なお、国家公務員の超過勤務につきましては、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合等において、正規の勤務時間以外の時間において勤務することを命ぜられたときに、この命令に従って行われるというものでございます。超過勤務命令に従い勤務した時間に対しましては、超過勤務手当が支給されるということとされており、今後とも適切に超過勤務命令を行うよう努めてまいりたいと考えております。

○田中地域第一課長：

地域第一課では、「明日に回せることは明日に」ということで、業務調整しています。庁舎の夜間警備(セコム)と施錠の関係も含めて基本定時退庁ということでやっています。やむなく超過勤務が必要となった時は、午後4時30分までに担当課長補佐を通じ課長に申し出ることとしています。課長は申出内容等を十分検討し、やむを得ないと判断した時は勤務時間内に命令することとしています。業務の進捗状況と報告日時との関係で判断しています。また、定時退庁日については、総務担当の課長補佐がアナウンスを行い、定時退庁を促しています。職員の意識と協力で、超過勤務時間の縮減をめざしています。

○中尾地域第二課長：

昨年10月1日から地域第二課長となり、超過勤務につきましては午後4時までに各課長補佐から業務の進行状況を確認し、緊急の必要がある場合に超過勤務の命令を出しています。

表示の緊急調査、牛トレの流通段階の調査等、やむを得ず超過勤務をお願いする場合がありますが、翌日に回せるものは翌日にとの考えで計画的な業務運営に努めてまいりたいと考えています。

また、課長補佐会議を毎週火曜日に実施し、問題点の洗い出しや業務の進行状況を把握し、不要不急の超過勤務を行わないよう、今後も超過勤務縮減に努めてまいります。

○山崎大阪統計・情報センター長：

大阪統計・情報センターの超過勤務状況は、平成22年4月から12月の期間において月平均1人当たり2.9時間となっており、前年同期間(7.1時間)と比べて4.2時間減少となっています。

超過勤務については、管理者の命令に基づくもので、管理者の努力で改善できる部分もあるため、その責任は十分認識しています。

勤務時間内において、業務状況を把握し、超過勤務予定者一覧表で取りまとめ

て、命令を行うよう心がけています。また、事務所で設定された定時退庁日には声掛けを行い、定時退庁を促し、超過勤務縮減に努めています。

今後も、職場の業務状況を把握し、超過勤務が必要最小限となるよう取り組んでまいります。

○今北高石統計・情報センター長：

超過勤務につきましては、勤務時間内において業務状況を把握し、事前命令により行うものと認識しております。

高石統計・情報センターの超過勤務の実績につきましては、昨年4月・5月の年度当初に、主に戸別所得補償モデル対策に係る夜間の説明会への対応により、前年同期より増加しましたが、6月以降は前年より減少しており、昨年4月から12月の間の1人当たり月平均時間数は、前年の5.2時間から、4.1時間に減少しております。

引き続き、超過勤務の縮減に向けまして、事務所で設定された定時退庁日、その他の曜日についても不要不急の超過勤務をしないよう声掛けによる定時退庁を促し、職場の実態を把握して計画的な業務運営により、超過勤務が必要最小限となるよう努めてまいりたいと考えております。

○金山書記長：

各場所とも超過勤務縮減に対し、一定の理解をして頂いているのはわかりませんが、10月に入ってから戸別所得補償の関係で超過勤務が恒常的になっており、特定の個人に偏っているところがあるので、対策について考えていただきたい。

○松浦所長：

10月以降、戸別所得補償の事務に関して、地域課からの応援も行っているが、限られた期間の中で、特に個人宛に文章を送付する際、これを間違えわけにはいかないのでは、書類の取扱、内容についてチェックの徹底を行っているところ。また、チェック体制については複数でやっていかなければならないし、その書類を慣れた目で見えていかないといけないところもあり、一部特定の者に超過勤務が偏った感があります。

今後は、本格実施に向けて、推進チームを中心とした役割分担のあり方、業務調整等の検討を行い、今回の問題点を改善していく必要があると考えております。

○金山書記長：

戸別所得補償の関係については、人員配置も含めて検討していただきたいと思っております。

○松浦所長：

組織・定員についても概算要求で一定の整理がされております。

職員の方々の応援体制について必要があれば拡充していきたいと考えておりますので、ご協力を頂きたい。

○金山書記長：

表示のところは今までと対応が違う。立入検査等についての必要性は理解するが、超過勤務が恒常的になってきているので、交替要員の体制も含めて立入検査のやり方、事前の計画の立て方について、事務所として当局として整理して頂きたい。

○松浦所長：

表示について、この1月から原則立入検査を前提とした調査対応となっております。また、立入検査にあたっての研修も行っており、立入検査に対しての案件対応能力等のスキルアップを図る必要があると考えております。

これは表示に限らず牛トレ、米トレ、流通監視も同じようなことが言えると思っております。

立入検査体制については、状況を見ながらより円滑な業務運営を考えていきたい。ただし、案件によっては継続的に実施が必要な場合があるので、そのような場合には、職員の健康に配慮しながら進めていきたいと考えております。

○西井副委員長：

監視業務については、案件発生の現場において、相手とのやり取りの中で上部機関の指示待ち等かなりの時間ロスがある。

上部機関からの指示があるまでの待ち時間、現場までの移動時間も含めて、考え方を示して頂きたい。

○松浦所長：

いろんな検査、調査業務があり、案件により対応内容が異なってきます。

国として全国基準での対応、整合性のとれた対応について、局、本省と協議して進めていかなければならないケースもある。

案件により待ち時間といったものが効率化できないケースも考えられるが、事前の計画段階において、この場合はこういう対応といったシミュレーション、何のために調査を行っているのか等、色々なケースでの対応方法の蓄積を行い、多くの方で共有できる仕組みが必要であり、そのことが対応能力のスキルアップにもつながる

と考えております。

○金山書記長：

先程、地域第二課長からありましたように、毎週の課長補佐会議を通じての問題点の洗い出しの取組のような職員の意見を吸い上げることも大事であると考えていますので引き続きよろしく願いいたします。

○松浦所長：

業務を進めるにあたっては、問題点の認識を含めた情報の共有が大切であると考えております。

出来るだけ幅広い知見をもって頂くよう、所内研修に取り組んでいきたいと考えております。

○西井副委員長：

移動時間については超過勤務扱いとならないのか。

○松浦所長：

移動時間については超過勤務の対象とはならないと整理されております。ご要望があったと承らせて頂きます。

○金山書記長：

官用車の運転手のことを考えて頂きたい。

○西井副委員長：

現場が遠距離で官用車の運転も長時間の場合、超過勤務扱いとして考慮して頂きたい。

○湯川委員長：

来年度から本格実施となる戸別所得補償の説明会について、モデル対策の体制で丁寧に行った場合、かなり超過勤務が発生すると考えられる。

また、設置法案が通り1カ所のセンターになれば、現場対応が必要なすべての業務において、移動時間の拡大にともない超過勤務の発生がでてくると考えられる。

なお、移動時間も超過勤務の対象になるのではないか。

移動時間が超過勤務の対象とならないという整理は、全省庁統一ではないと考える。

○松浦所長：

戸別所得補償本格実施の説明会の設定については、参加者の都合のいい時間帯をと考えています。モデル対策の実態を参考に体制を考えていきたい。

また、全体としての超勤縮減に向けて、より多くの方が説明者となって対応していく必要があると考えますので、ご協力をお願いしたい。

○湯川委員長：

推進チームに手本がある。特定の人に残業が偏っている。

一方で全く関わっていないチーム員もいる。体制の考え方を改め、きちんとした対応ができることが求められる。

○松浦所長：

今年の戸別所得補償の本格実施にあたり、より機動的に対応できるようメンバーを特定するのがいいのかも含めて検討したいと考えております。

○金山書記長：

こちらの意見を理解していただき、上部に要望が必要なものについては上げて頂きたい。

○松浦所長：

こういった事項については、皆さんの強い要求事項として理解し、当局としても努力していきたいと考えております。

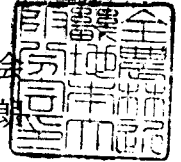
(終了)



10大阪分会要求第1号
2011年 1月12日

近畿農政局大阪農政事務所長
松浦克浩 殿

全農林労働組合近畿地方本部大阪分会
委員長 湯川喜郎



要 求 書

私達の職場における当面する課題を整理し、職場からの要求事項として下記のとおり取りまとめました。

貴職におかれましては、業務の円滑な推進と私達の雇用・労働条件を確保する観点から、下記事項の実現に向けて最善を尽くされますよう要求します。

なお、この要求に対する回答を速やかに行うとともに、上部へ要請の必要な事項については要請されますよう申し添えます。

1 業務運営・超過勤務等に関する事項

- (1) 食糧の安定供給や農業の持続的な発展を確保するため、戸別所得補償制度等の新たな農政展開、食糧自給率の向上に資する農業生産基盤の整備など、農林水産行政の推進に必要な事務・事業の見直しについて地方出先機関の役割を明確化するよう上部機関に働きかけること。
- (2) 大阪農政事務所における2011年以降の組織再編に当たっては、農林水産行政の遂行に支障をきたさないよう万全を期するとともに、節目節目の情勢等を速やかに職員に周知すること。また、組織再編に伴う庁舎等の整備や業務運営に必要な予算についてはこれを確保すること。
- (3) 大阪農政事務所における組織再編に伴う人事異動にあたっては、職員の勤務条件に影響する事項については、労働組合と十分協議するとともに、職員に人事異動の考え方について丁寧な説明を行うこと。また、強制配転を行わないこと。

(4) 大阪農政事務所における業務遂行にあたっては、職員の意見を十分に聞いた上で、当局として現在の問題点を整理把握し、円滑な業務運営が行われるよう配慮すること。

(職場からの意見)

- ・ 戸別所得補償制度の来年度からの本格実施に向け、本年度モデル事業で行って来た際に生じた問題点の整理が必要。

(市町村担当者レベルまでの意識の統一等。)

- ・ 取引価格調査が要領も廃止され、9月調査分をもって終了したにもかかわらず再度調査が行われている。

(10日毎の報告が求められている。)

- ・ 輸入米表に関する業務についての事務整理が必要。

(旅費の問題・併任による出張の制限の問題・年末年始の対応等。)

※届出者に対するサービス低下につながる。

- ・ 2011年1月以降の表示・規格課における食品表示等に関する調査が原則立入検査となることについて、生じた問題点等の整理、把握と、その改善に努めること。

(5) 大阪農政事務所内の業務の進行状況の把握を適切に行い、事前命令の徹底、実効ある超過勤務縮減対策の実施により、超過勤務を縮減すること。また、超過勤務手当については、全額支給すること。

2 その他事項

(1) 大阪農政事務所内における通常業務以外の業務遂行にあたっては、管理職責任において、事前に職員に対し、事務所の対処方針を明らかにし、関係各課間の調整・打合せを十分行うこと。

(2) 大阪農政事務所内における職場環境整備については、職員の意見を十分に聞き、計画的に実行すること。また実施に当たっては、事前に実施方針を明らかにすること。

- ・ パソコンの更新（計画課）
- ・ 自転車の更新、点検整備（地域二課）
- ・ 官用車の充実（地域二課）

(3) 大阪農政事務所内における官用車の使用にあたっては、労働条件と安全に充分配慮すること。また、業務上の事故対応については、当局が責任を持ってその解決に当たること。社会情勢的に示談交渉は複雑化する傾向に

あり、任意保険の加入、専門家（弁護士等）との契約等、具体的改善策を引き続き検討するよう上部機関ならびに関係機関に働きかけること。

（４）公務員宿舎の退去基準（補修）を緩和させるよう上部機関ならびに関係機関に働きかけること。また、必要戸数の確保に努めるとともに、宿舎の廃止及び新築計画にもとづく情報を入居者に速やかに提供すること。

（５）労働組合活動の拠点となる分会書記局のスペースを確保すること。

2010年12月10日

近畿農政局 大阪農政事務所長

松浦 克浩 殿

交渉担当者として執行委員以外の者を指名することについて

国家公務員法第108条の5第6項の規定に基づき、全農林近畿地方本部大阪分会 村上寿子を、交渉における要求事項にかかる担当者として指名したことを証明する。

(特別の事情)

交渉事項においては、仕事と家庭の両立等に影響する事項もあり、とりわけ女性職員において生じることが多い問題も含まれることから、女性職員代表として説明することにより、要求項目についての理解を深めてもらうため。

全農林労働組合近畿地方本部大阪分会

委員長 湯川 喜朗

